

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域（広域）気候変動による干ばつ対策のための水資源開発・管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：22a00964

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域（広域）気候変動による干ばつ対策のための水資源開発・管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年6月 ～ 2024年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部水資源グループ水資源第二チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年4月5日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答 3月29日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年4月3日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年4月10日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年4月14日 12時
7	プレゼンテーション	本件では行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年5月9日 10:30
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ

さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。
（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記 4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。) を、上記 4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域（広域）気候変動による干ばつ対策のための水資源開発・管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

サブサハラ地域では、未だに約4億人が基本的な給水サービスを利用できていない状況である。アフリカの人口は、2050年までに2022年比で約1.8倍となることが予測されており（World Population Prospects, United Nations Department of Economic and Social Affairs）、飲料水の需要はさらに増加する。また、サブサハラ地域の農地のうち、灌漑が行われているのはわずか3%のみであり（そのうち地下水利用は約5%）（The United Nations World Water Development Report 2022, Groundwater Making the invisible visible, UNESCO）、飲料水や農業分野を中心に、水資源への需要はますます高まっていく見込みである。

一方、近年、アフリカでは気候変動による水資源への影響が顕著に表れており、更なる深刻化が懸念されている。多くの国において気温の上昇や不規則な降雨が顕在化し、その傾向は今後も続き、干ばつがさらに深刻化すると予測されている²。それが農作物の不作や食糧危機、生計の影響、水資源をめぐる紛争、移民の増加等を引き起こし、各国の社会経済へ深刻な影響を与えることが懸念されている。

アフリカでの表流水の取水量（2019年）は48.95km³/年である（AQUASAT, FAO）。気候変動に伴う降雨や気温の変化による表流水への影響は、河川や湖沼等の水量、水位等に直接的に表れている。地下水に関しては、全世界の地下水揚水量959 km³/年（2017年）のうちアフリカ諸国の揚水量は計45 km³/年であり、2010年と比べて10%の増加となっている（The United Nations World Water Development Report 2022, Groundwater Making the invisible visible, UNESCO）。この背景としては、灌漑や飲料水としての水需要増加に加え、水資源利用における気候変動への適応策の一つとして、地下水の重要性が増している点が挙げられる。実際、熱帯アフリカ地域においては、水や食糧供

² 出典：アフリカ各国の Nationally Determined Contribution (NDC)

給での気候変動への強靭性を高めるため、表流水と比べ比較的安定している地下水へのニーズが急速に高まっている³。

こうした状況に対し、多くの国が National Determined Contribution (NDC) における適応策として、水資源の開発と利用、管理を優先事項として掲げている。適応策の一つとして、地下水の利用を増やしつつ表流水との連携利用を進めている国があるように⁴、気候変動を踏まえた統合的な水資源管理を進める必要があるが、そのための制度や組織体制、関連ステークホルダーの連携、技術（モニタリングやシミュレーション等）、情報管理、予算等は、多くのアフリカ諸国において十分とは言えない状況である。また、村落給水事業の検討においても、統合水資源管理との関連や気候変動の水資源への影響等を十分考慮し、持続的な村落給水サービスの普及へ繋げていくことが重要である。

このような気候変動を踏まえた統合水資源管理の強化や村落給水事業の検討は、SDGs 目標 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、さらには農業に関連する目標 2「飢餓を終わらせ食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」等の達成するためにも必要不可欠である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では東部及び南部アフリカを主な調査対象地域とし、気候変動に伴う水資源への短期・中長期的な影響を確認した上で、気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理や村落給水事業における課題を分析し、統合水資源管理の強化支援のための具体的な技術協力プロジェクト案や村落給水施設整備の無償資金協力事業案等の検討のための情報収集、分析を行う。

受注者は調査の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第5条 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「第6条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者等に対し説明、協議の上、提出する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の構成

本調査は以下の2つの内容から構成する。

- 1) 調査 1：気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援の検討のための調査
- 2) 調査 2：気候変動への適応を踏まえた村落給水事業の支援検討のための調査

それぞれの調査に関し、留意事項を以下に示す。

(2) 調査 1: 気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援の検討のための調査

³ 出典：Cobbing, J. 2020. Groundwater and the discourse of shortage in Sub-Saharan Africa. Hydrogeology Journal, Vol. 28, pp. 1143-1154.

⁴ 出典：CoCT (City of Cape Town). 2019. Our Shared Water Future: Cape Town's Water Strategy. City of Cape Town.

調査 1 では東部及び南部アフリカ諸国を主な対象とし、水資源の利用状況や気候変動の影響、統合水資源管理の課題等を分析した上で、気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化のため、技術協力プロジェクト案を含めた支援策の検討に必要な基礎情報の収集・分析を目的とする。

1) 対象国

以下の 8 カ国を対象とする。

- ・東部アフリカ：ケニア、ウガンダ、タンザニア、エチオピア
- ・南部アフリカ：マラウイ、モザンビーク、マダガスカル
- ・その他の地域：モロッコ

これらの国は、主に以下の観点を検討し対象国として絞り込まれたものである。

- ・気候変動による水資源への影響とそれによる社会経済への影響が顕在化している、深刻化が懸念されている
- ・各国の NDC での適応策における水セクターの優先度
- ・JICA の事業展開（水資源管理や村落給水事業の実施状況、支援方針等）

2) 調査の進め方

国内レビューとして、調査対象 8 カ国について文献や既存資料、関係機関への聞き取り（ウェブ会議を想定）等を行い、各国の水資源への気候変動の影響、顕在化している水資源を巡る問題やコンフリクト、水資源管理の制度と組織、統合水資源管理を進める上での課題等を分析する。その結果を踏まえ、現地調査の対象 3 カ国と各国で候補となる対象地域を選定し、現地調査を踏まえ 3 カ国で技術協力プロジェクト案（各国 1 件）を含めた支援策を検討する⁵。

国内レビューは 2023 年 6 月～7 月、現地調査は 2023 年 8 月～11 月を想定する⁶。

3) 対象とする水資源

本調査では表流水と地下水を主な対象とする。浅層地下水は比較的気候変動の影響を受けやすいと思われる一方、深層地下水に関しては、気候変動の影響が顕在化していない可能性が高い。そのため、本調査では浅層と深層地下水の違いを十分意識して確認、分析を進め、深層地下水への中長期的な影響予測も可能な限り確認する。また、既に顕在化している課題への対応だけでなく、将来想定されるリスク（不確かさ）への対応という視点も十分考慮する。

4) JICA グローバル・アジェンダを踏まえた調査

JICA は、開発途上国の課題に取り組む 20 の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」（以下、「JGA」という）を推進しており、その一つが JGA No. 19「持続可能な水資源の確保と水供給」である。

⁵ この 3 カ国にマダガスカルが含まれる可能性がある。調査 2 の対象国はマダガスカルであり、調査 1 でもマダガスカルが現地調査対象となった場合は、同時期に現地調査を実施する等、効率的な行程を検討する。

⁶ 本調査は調査 1 と 2 で内容が異なり、また調査対象国も複数にわたる。そのため、国内業務と現地調査ともに効率的な業務遂行が求められる。プロポーザルでは、調査全体に対する迅速化、効率化の方策（調査団員のアサインスケジュールや業務分担、現地調査スケジュール（1 回の渡航で複数国を調査する等）等を含む）を具体的に提案する（別紙 2 参照）。

この中では協力方針「統合水資源管理で地域の水問題を解決する」を掲げ、開発途上国での「地域の水資源管理の責任を負う主体の育成」と「利害関係者の協議体の機能化」を軸にして支援を行っている。

調査1においては、「地域の水資源管理の責任を負う主体の育成」と「利害関係者の協議体の機能化」という視点を十分踏まえ、情報収集や分析、検討を行う。

5) 技術協力プロジェクト案検討の方向性

本調査内容を踏まえて形成を目指す技術協力プロジェクトでは、上記の JGA も踏まえ、地域の水資源の課題を解決するため、統合水資源管理を実践する能力の強化を目指す。その能力は、水資源管理の責任主体のモニタリングや水資源管理計画の策定、シミュレーションモデル構築等の技術能力だけに留まらず、多様なステークホルダーとの連携や調整能力、それを促進するための協議体メカニズムの構築と機能化も含む。

こうした統合水資源管理の実践能力強化のためには、取り組むべき問題が明確になっていることが重要であり、その解決のために多様なステークホルダーとの連携や調整能力、協議体メカニズムの機能化も含めた適切なアプローチを取ることが必要である。加えて、統合水資源管理の実践能力強化のためには、水資源管理に関する制度や組織、データ、技術、ステークホルダー間の連携等において、ある程度の基盤があることが望ましい。

本調査においてはこれらの観点にも十分留意して、情報収集や分析、技術協力プロジェクト案の検討を行う。

6) DX の活用に関する調査

水資源管理においてデジタル技術の重要性は増しており、水循環の把握や水利用のモニタリング、意思決定や合意形成等においてその活用が進められている。

調査1の国内レビューでは、全調査対象国における DX 技術の活用状況や技術レベルを確認する。現地調査では、対象国と対象地域における DX 技術利用に関する課題等を詳細に分析し、技術協力プロジェクト案の中に DX 技術推進のための支援内容を含めることを検討する。

(3) 調査2：気候変動への適応を踏まえた村落給水事業の支援検討のための調査

調査2では、調査1の対象国のうち、村落部での安全に管理された水及び基本的な飲み水へのアクセス率が36.4%（JMP、2020年）と相対的に低く、干ばつ等も顕在化しているマダガスカルを対象とし、村落給水分野に関する情報を収集、分析し、給水サービス改善のため、無償資金協力事業を想定した村落給水事業案を含めた支援策の検討に必要な基礎情報の収集・分析を行う。

検討においては気候変動への適応と共に、調査1で検討する統合水資源管理の強化支援や栄養分野等の関連セクターとの相乗効果、DXの活用等も十分考慮する。

また、JICAでは「サブサハラアフリカ村落給水および衛生の課題と今後の支援方策の検討」（2022年）を実施している。この調査では、セネガルとブルキナファソ、ベナン、モザンビーク、ウガンダ、エチオピア、ザンビア、タンザニア、マラウイ、ルワンダを対象とし、村落給水の課題と教訓を整理し、今後の開発シナリオと必要な取り組みを提言している。無償資金協力事業案の検討においては、この検討でまとめられた教訓や開発シナリオ、必要な取り組みを十分考慮する。

第5条 調査の内容

【調査全体】

(1) インセプション・レポートの作成、説明

インセプション・レポートを作成し、発注者に対し調査全体及び調査1と調査2それぞれの調査方針、調査実施計画等について説明を行う。

【調査1：気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援の検討のための調査】

(2) 対象各国における水資源とその利用の概況と気候変動による影響の確認

文献と既存資料を中心に、各国における水資源と利用の概況や気候変動による影響を確認する。主な確認内容は以下の通りであるが、その他必要と考えられる情報も適時把握する。

●水資源とその利用の概況

- ・水資源の概況、給水と農業セクターを含む各セクターでの水利用量や主水源の割合、それらの将来予測、水ストレス等

●気候変動による水資源への正負の影響

- ・既に顕在化している影響と影響が出ている地域、将来の影響予測

●気候変動による水資源利用への正負の影響

- ・村落給水や都市給水、農業セクター等で顕在化している影響と影響が出ている地域、将来の影響予測
- ・水利用への影響が引き起こしている、及び引き起こす懸念のある社会経済への影響

●水資源に関するコンフリクト（国際河川・帯水層に関連するものも含む）

●その他、汚染等を含めた水資源利用と開発における課題

(3) 対象各国における水資源管理に関連する制度と組織の確認

文献と既存資料を中心に、各国での水資源管理に関連する制度と組織を確認する。対象国においては国際河川や帯水層があることが想定されるため、国内河川・帯水層だけでなく、国際河川・帯水層についても関連情報を確認する。主な確認内容は以下の通りであるが、その他必要と考えられる情報も適時把握する。

●制度

- ・中央政府レベル：水資源管理や気候変動対策（特に水資源に関する対策）に関連する法律、政策、規制、利用・開発計画等
- ・地方政府レベル：水資源管理や気候変動対策（特に水資源に関する対策）に関連する政策、規制等

●組織

- ・中央政府レベル：水資源管理や気候変動対策（特に水資源に関する対策）に責任を持つ組織と責務、その他の水資源管理に関連する組織と責務
- ・地方政府レベル：水資源管理や気候変動対策（特に水資源に関する対策）に責任を持つ組織と責務、その他の水資源管理に関連する組織と責務
- ・地方分権化等を含めた、中央政府から地方政府への水資源管理に関連する権限移譲の程度

●流域委員会や協議体等、中央政府レベルや地方政府レベルでのセクター間や組織間、中央と地方政府間等で水資源管理に関する調整を行うための制度、組織（権限や機能、参加者等の詳細含む）

(4) 対象各国における水資源管理に関する JICA 案件の確認

文献と既存資料、JICA 関係者への聞き取りを中心に、各国での水資源に関連する JICA 案件を確認する。具体的には、実施中及び過去 10 年程度の村落給水と都市給水、水資源管理、農業・灌漑案件等に関し、それらの中で気候変動の影響がどのように考慮されているか、整備された施設の運用状況（気候変動の影響を含む）等を含め概要を確認する。

(5) 対象各国における水資源管理に関する他組織（ドナーや NGOs 等）の支援の確認

文献と既存資料、他ドナー関係者への聞き取り（ウェブ会議を想定）を中心に、各国での水資源に関連する他ドナーの支援を確認する。具体的には、実施中及び過去 10 年程度の村落給水と都市給水、水資源管理、農業・灌漑案件等に関し、それらの中で気候変動の影響がどのように考慮されているか、整備された施設の運用状況（気候変動の影響を含む）等を含め概要を確認する。

(6) 現地調査を実施する国の選定クライテリアの検討

全調査対象国から、現地調査を行う国を選定するためのクライテリアを検討する。国内レビューでは、これらのクライテリアが確認できるよう、情報を収集する必要がある。

クライテリアの内容は現時点で以下を想定するが、本調査開始後、JICA との協議の上、決定する⁷。

●クライテリア案

1.	課題の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源やその利用への影響が顕在化しているか、その中で気候変動の影響は明確か。 ・それらの影響が見られる地域が明確か。 ・気候変動等の影響も踏まえ、今後起こり得る潜在的な課題への対応の必要性が明確か。
2.	制度や政策の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源管理に関連する制度（法律、規制等）があるか。 ・政策や目標は明確か。 ・制度や政策の中で上記課題はどのように位置付けられるか。
3.	水資源管理に責任を持つ組織の取り組みと課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源管理に責任を持つ組織（法制度の策定、水資源の観測・解析、水利用の監視・規制、水利権の調整等に関し）が明確か。 ・その組織が上記課題をどのように認識し、どのように取り組んでいるか。 ・その組織が抱える課題は明確か。
4.	ステークホルダーの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・流域委員会や協議体等、水資源の管理と利用に関連するステークホルダーを調整する制度、組織が存在するか。

⁷ プロポーザルでは、この案も参考としつつ、想定されるクライテリアとその理由を具体的に記載する（別紙 2 参照）。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記課題にどのように取り組んでいるか。 ・ 存在しない場合、そのような制度、組織を構築する計画、取り組みがあるか。
5.	コレクティブインパクトの可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源に関するJICAと他ドナーの支援との相乗効果が期待できるか。 ・ 過去の案件が抱える、気候変動が要因と考えられる課題の解決に貢献できるか。

(7) 対象各国の JICA 事務所との意見交換（ウェブ会議を想定）

対象各国の JICA 事務所と意見交換を行い、(2)～(6)に関する補足情報等を収集する。

(8) 対象各国での水資源管理に責任を持つ組織への聞き取り、意見交換（ウェブ会議を想定）

各国の水資源管理に責任を持つ組織とウェブ会議を行い(2)～(6)に関する情報を収集すると共に、統合水資源管理の強化についてのニーズを確認する。

(9) 現地調査を行う国の選定

得られた情報を踏まえ、クライテリアに基づき現地調査を行う国と地域を選定する。現地調査の対象は3カ国とし、必要に応じて1つの対象国で複数の候補地域を調査することも検討する。選定の際には、発注者と十分な意見交換を行う。また、安全管理の観点にも十分留意する。国際河川・流域・帯水層が検討にあがる可能性もあるが、その選定可否については発注者と慎重に検討を行う。

選定後、現地調査計画を策定する。

(10) 統合水資源管理に関するチェックリストの作成

現地調査を行う国（地域）での統合水資源管理について現状を確認し、評価を行うためのチェックリストを作成する。現時点では以下のような内容を想定するが、本調査開始後に検討を行い、発注者との協議の上、決定する⁸。

●チェックリスト（案）

カテゴリ	観点・課題
技術	基本的な水理地質情報や地図があるか。
	帯水層や流域が分類されているか。
	地下水（水位や揚水量、水質）や表流水（流量、取水量、水質）のモニタリングが行われているか。
	水資源量が把握されているか。地下水や表流水に関するシミュレーションモデルが構築されているか。
	地下水や表流水管理におけるDXの活用レベル。
情報	地下水や表流水に関するデータベースが構築されているか。
	地下水や表流水に関するデータ、情報がステークホルダー間で共有されているか。公に利用可能か。
制度	水資源（地下水と表流水）管理の基盤となる法律、政策があるか。

⁸ この案も参考としつつ、プロポーザルでは想定されるチェックリスト（確認すべき大項目とそれを構成する細目（観点や課題））を具体的に提案する（別紙2参照）。

	地下水や表流水の管理計画はあるか。
	井戸掘削の許認可や井戸登録制度があるか。
	地下水の揚水や表流水の取水許認可制度があるか。
	違法な地下水の揚水や表流水の取水に関する罰則があるか。
	地下水保全を考慮した土地利用政策があるか。農業開発や都市開発（給水サービス）と地下水や表流水の管理で調整が図られているか。
アクター	地下水や表流水の管理に責任を持つ組織はどこか。その中で公式なリーダーシップを有しているのは誰か。
	その組織は十分な能力、予算、知識を有しているか。
	地下水や表流水の管理にどのようなステークホルダーが関与しているか。
	地下水や表流水の管理に責任を持つ組織と農業セクター等の主要な水利用者と連携が行われているか。
	地下水や表流水の管理に関し、中央政府から地方政府へどの程度の権限が委譲されているか。
ステークホルダー連携	中央政府レベルと地方政府レベルにおいて、横方向（異なるセクター間や地方政府間）の連携、調整を図る制度は存在するか。どの程度連携、調整が図られているか。
	縦方向（中央政府レベルと地方政府レベルの間）の連携、調整を図る制度は存在するか。どの程度連携、調整が図られているか。
	流域委員会や協議体等の制度、組織は存在するか。その組織にはどのようなステークホルダーが参加し、機能や権限、意思決定方法はどのようなものか。その組織は機能しているか。
	地下水や表流水の管理にコミュニティが参加しているか。
予算	地下水や表流水の管理に責任を持つ組織に、十分な予算が配賦されているか。
SDGsの指標	SDGsゴール6、ターゲット6.5の指標達成度。

出典：Groundwater Governance, Conceptual Framework for Assessment of Provisions and Needs, World Bank (2010)、Global Framework for Action to Achieve the Vision on Groundwater Governance, FAO (2016)、Table 3.1 を基に一部修正、追記

(11) 現地調査の実施

現地調査の対象国（対象地域）において現地調査を行う。国内レビューの調査結果を補足すると共に、チェックリストや以下の観点も踏まえ、対象国（対象地域）における水資源の状況や水資源管理の現状と課題、その解決のための方策を詳細に分析する。現地調査後、調査結果をチェックリストにまとめる。

- ・ 脆弱な水資源管理が原因となっている水資源への直接的な影響、それが引き起こす水利用への影響は何か
- ・ 水資源管理が抱える問題は何か（制度、組織、ステークホルダーの調整、予算、技術等）
- ・ 水資源管理の改善を妨げている政治、社会、経済的な要因は何か
- ・ 水資源への影響とその原因を改善、解決するために必要な取り組みは何か（JGA No. 19 の軸としている「水資源管理の責任主体の育成」と「利害関係者の協議体の機能化」に必要な取り組みの観点を十分考慮する）

また、流域委員会や協議体等、ステークホルダーの調整や連携を図るための組織は、統合水資源管理の推進や学びを促進するために非常に重要となる。流域委員会や協議体等の形態はその国や地域の政治、社会状況に応じて様々であるが、その組織が効果的に機能するかは、組織設計に大きく影響を受ける。そのため、対象国（対象地域）における流域委員会や協議体等に関しては、その権限や意思決定の方法、参加者、対象とする地域境界、情報共有の程度、予算・財源、他のステークホルダーからの評価等の観点も含め、その制度設計等を詳細に分析する。

(12) 気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援策の検討

現地調査の結果を基に、関連セクターとの連携や過去に実施されたプロジェクトのカウンターパートの活動等も十分踏まえ、気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化のための技術協力プロジェクト案を作成する。その主な内容は、技術協力プロジェクトの要請書の主項目を想定するが、詳細は調査開始後、検討の上決定する。

加えて、対象国（対象地域）の状況と課題を踏まえ、技術協力プロジェクト以外に可能と考えられる支援策（他ドナーとの連携・資金活用、NGOs 等との連携、民間連携等）とその内容の検討を行う。

(13) 現地調査を実施した対象国への説明

ウェブ会議により、対象国の関連機関に、調査結果を説明する。その場で出たコメントは、必要に応じて最終報告書や技術協力プロジェクト案へ反映する。

【調査 2：気候変動への適応を踏まえた村落給水事業の支援検討のための調査】

(14) 村落給水の概況確認

調査 1 での調査内容も参照し、マダガスカルの村落給水分野に関し以下の点も含めた詳細な確認を行う。

- 1) 村落給水サービスの状況
- 2) 村落給水サービスの組織体制
- 3) 村落給水に関する国家計画や政策
- 4) 村落給水施設の運営維持管理等における DX の活用状況
- 5) 関連する JICA 及び他組織の事業の確認：村落給水事業（過去 10～20 年程度）に関し、文献と既存資料、関係者への聞き取り（ウェブ会議を想定）を中心に、事業の成果の持続性や課題、村落給水施設の運用（気候変動の影響を含む）等について、確認を行う。また、栄養や保健、衛生等、村落給水分野と関連性が強い分野の事業についても概要を把握し、それらの事業での給水分野との関連について確認する
- 6) 上記を踏まえた村落給水サービスにおける課題分析、給水サービスを改善すべき地域の検討

(15) 現地調査の対象候補地の検討

上記の調査内容に加えて JICA 関係者との意見交換を行い、現地調査の対象候補地を検討する。その際には、その地域を対象とすべき必要性や気候変動への適応を考慮した事業計画の可能性、調査 1 で検討する統合水資源管理の強化の観点や栄養等の他セク

ターとの連携可能性を十分考慮する。必要に応じて複数の候補地域を対象とすることも検討する。

(16) 対象国で村落給水サービスに責任を持つ組織への聞き取り、意見交換、現地調査の対象地の決定（ウェブ会議を想定）

村落給水サービスに責任を持つ組織とウェブ会議を行い、補足情報の収集や村落給水に関するニーズを確認すると共に、現地調査の対象地を決定する。選定後、現地調査計画を策定する。

(17) 現地調査の実施

現地調査を行い、給水サービス改善のため、無償資金協力事業を想定した村落給水事業案を含めた支援策の検討に必要な情報収集、分析を行う。主な確認内容は以下の通りであるが、その他必要と考えられる情報も適時把握する。

- ・ 候補村落を含む対象地域の自然条件や社会・経済条件、社会インフラ（道路、電力、通信等）
- ・ 候補村落を含む対象地域の給水状況（不衛生な伝統的水源も含め）と水利用状況、衛生状況、既存給水施設の運営・維持管理状況
- ・ 候補村落を含む対象地域における DX の活用状況、活用の可能性
- ・ マルチセクtralアプローチを考慮した、連携の可能性のある事業の状況、他ドナーの事業との重複

(18) 気候変動への適応を踏まえた村落給水事業案及び支援策の検討

現地調査の結果を基に、無償資金協力事業を想定した村落給水事業案を作成する。その主な内容は、無償資金協力事業の要請書の主項目を想定するが、詳細は調査開始後、検討の上決定する。また、検討の際には、気候変動への適応を踏まえた事業計画、調査1で検討する統合水資源管理の強化の観点や栄養等の他セクターとの連携可能性、DXの活用可能性を十分考慮する。

加えて、対象地域の状況と課題を踏まえ、無償資金協力事業以外に可能と考えられる支援策（他ドナーとの連携・資金活用、NGOs等との連携、民間連携等）とその内容の検討を行う。

(19) 調査結果の説明

ウェブ会議により、村落給水サービスに責任を持つ機関へ調査結果を説明する。その場で出たコメントは、必要に応じて最終報告書や事業案へ反映する。

【調査全体】

(20) インタリム・レポートの作成

調査1と調査2の国内レビューが終わった時点で（現地調査前）、それまでの調査結果を取りまとめると共に今後調査すべき事項を精査し、インタリム・レポートにまとめる。インタリム・レポートの内容を発注者に対して説明する。

(21) 最終報告書（案）の作成

調査1と調査2の結果を基に最終報告書（案）をする。

(22) 調査結果報告会の開催

JICA 関係者を主な対象とし、調査結果の報告会を開催する。

(23) 最終報告書の作成

最終調査結果報告会で出たコメント等も踏まえ、最終報告書を作成する。

第6条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(4)を本契約における最終成果品とし、その提出期限は契約履行期間の末日とする。最終報告書については製本し、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する(ホットキス止め可)。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意する(簡易製本は不要)。

(1) インセプション・レポート：

- ・和文1部、英文1部 電子ファイル
- ・提出期限：2023年6月中旬

(2) インテリム・レポート：

- ・和文1部、英文1部、電子ファイル
- ・提出期限：2023年7月下旬

(3) 最終報告書(案)：

- ・和文1部、英文1部、電子ファイル
- ・提出期限：2023年12月上旬

(4) 最終報告書：

- ・和文10部、英文10部、電子ファイル(CD-R 1部)
- ・提出期限：2024年1月中旬

報告書作成にあたっての留意点は以下のとおり。

- (1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。必要に応じ図や表を活用する。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- (2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- (3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- (4) 本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データはCD-Rにて提出する。
- (5) 最終報告書の目次(案)は別紙のとおり。現地調査における情報の有無等を基に、構成については発注者と相談の上、決定する。

最終報告書 目次案

表紙、序文、要約、目次

第1章 調査の概要

- 1.1 本調査の背景と目的
- 1.2 本調査の概要と実施方針
- 1.3 本調査の実施体制とスケジュール

第2章 調査1：気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援の検討のための調査

- 2.1 対象8カ国における水資源利用の概況
- 2.2 対象8カ国における水資源及びその利用への気候変動の影響
- 2.3 対象8カ国における水資源管理に関する制度と組織
- 2.4 対象8カ国における水資源に関する JICA 事業
- 2.5 対象8カ国における水資源に関する他ドナーの事業
- 2.6 現地調査の対象国の選定
- 2.7 現地調査の結果
- 2.8 気候変動への適応を踏まえた統合水資源管理の強化支援策

第3章 調査2：気候変動への適応を踏まえた村落給水事業の支援検討のための調査

- 3.1 マダガスカルにおける村落給水の概況
- 3.2 現地調査の結果
- 3.3 気候変動への適応を踏まえた村落給水分野の支援策

付属資料 参考文献リスト

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査全体に対する迅速化、効率化の方策(調査団員のアサインスケジュールや業務分担、現地調査スケジュール(1回の渡航で複数国を調査する等)等を含む)を具体的に提案する。	第4条(2)2)
2	調査1において、全調査対象国から現地調査を行う国を選定するためのクライテリアについて、想定される項目とその理由を具体的に提案する。	第5条(6)
3	調査1において、現地調査を行う国(地域)での統合水資源管理について、現状を確認、評価するためのチェックリスト(確認すべき大項目とそれを構成する細目(観点や課題))を具体的に提案する。	第5条(10)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：水ガバナンスや統合水資源管理、気候変動、村落給水に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／統合水資源管理 1
- 村落給水
- 気候変動

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.20 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／統合水資源管理 1）】

- ① 類似業務経験の分野：統合水資源管理に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：村落給水】

- ① 類似業務経験の分野：村落給水に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：気候変動】

- ① 類似業務経験の分野：気候変動に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了してまいりますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっております。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- ・ 2023年6月～7月：国内レビュー（第5条（1）～（10）、（14）～（16）、（20））
- ・ 2023年8月～11月：現地調査（第5条（11）、（17））
- ・ 2023年11月～2024年1月：国内取りまとめ（第5条（12）、（13）、（18）、（19）、（21）～（23））

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約10.60人月（現地：5.60人月、国内：5.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／統合水資源管理1（2号）
- ② 村落給水（3号）
- ③ 気候変動（3号）
- ④ 統合水資源管理2

3) 渡航回数を目途 全7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定する業務はありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「統合水資源分野のデジタル・トランスフォーメーション (IWRM-DX) 研究」 (2022年)

2) 公開資料

- 「サブサハラアフリカ村落給水および衛生の課題と今後の支援方策の検討」 (2022年)

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_400_1000048877.html

- 「JICA グローバル・アジェンダ」

https://www.jica.go.jp/TICAD/ja/overview/publications/global_agenda_20.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022年4月)」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合 (又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

38,526,000円（税抜）

なお、定額計上分15,517,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	航空賃		10,150,000円	想定7渡航分	旅費	
2	車両備上費		1,667,000円	調査1の対象国分60台・日分、調査2の対象国分20台・日分	一般業務費	車両関連費
3	調査1国内移動		180,000円	現地調査3カ国、調査団員2名、各2サイトへの移動を想定。30,000円/回/人	一般業務費	域内旅費
4	調査2国内移動		60,000円	調査団員1名、2サイトへの移動を想定。30,000円/回/人	一般業務費	域内旅費
5	通訳（英語⇔仏語）		930,000円	フランス語圏での現地調査を想定	一般業務費	特殊備人
6	通訳（英語⇔ポルトガル語）		930,000円	ポルトガル語圏での現地調査を想定	一般業務費	特殊備人
7	資料等翻訳費（仏語→英語）		800,000円		一般業務費	資料等翻訳費・雑費
8	資料等翻訳費（ポルトガル語→英語）		800,000円		一般業務費	資料等翻訳費・雑費
	計		15,517,000円			

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

調査1の渡航先は、本調査開始後、確定します。

従いまして、航空賃については、上記（4）のとおり10,150千円（1,450千円×7渡航）を定額計上して下さい。

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の米国ドルレートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／統合水資源管理1</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>村落給水</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>気候変動</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	